七　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　電気通信業務障害防止区域	一　［同上］
区分	区分
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称
電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点のうち当該防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）の欄の(一)に掲げる交点を結ぶ線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	当該伝搬障害防止区域の幅（メートル）
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　(一)　宮城県岩沼市桜一丁目二番地八号（五一・四〇）	八　(一)　宮城県岩沼市桜一丁目二番地八号（五一・四〇）
〇・〇〇	〇・〇〇
一・二〇	一・二〇
五〇	五〇
宮城県岩沼市　桜一丁目、桜二丁目、桜三丁目、桜五丁目、末広一丁目、末広二丁目	宮城県岩沼市　桜一丁目、桜二丁目、桜三丁目、桜五丁目、末広一丁目、末広二丁目

改正後	改正前
一〇　人命・財産の保護用	一〇　同右
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
［一一～三九　略］	［一一～三九　同上］
港区　北青山二丁目、南青山一丁目、南青山二丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、虎ノ門二丁目	［同上］

備考　表中の「一」の記載は注記である。